第4章 計画の推進体制

1節 評価システムの意義



この計画を確実に推進していくために、まず計画そのものの精度を維持していく ための仕組みの確立を急ぐとともに、このシステムの円滑な運用に必要な人材育成 と人材確保を図っていくものとします。

また、事業の評価につきましても、生身の子どもを対象とした対策に「評価システム」という考え方が馴染まないと判断されることもあるようですが、いかなる事業であろうと評価を行い、その結果を事業の充実や発展につなげていくことは非常に重要な考え方であろうと思われます。

さらに、計画実現に必要な意識の変革とサービスのミスマッチの解消等を効果的 に行い、サービスの社会的生産性を高めるために、市民や地域、関係団体、法人等 の活動の調整とサービスの総合化を推進していきます。

2節 計画推進のためのシステム

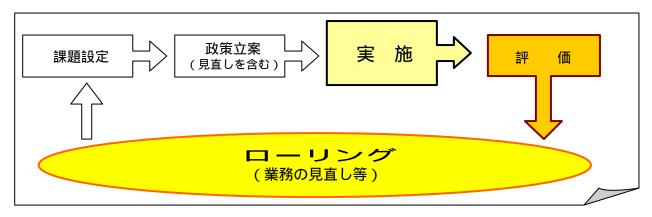


2 - 1 計画の見直しに向けた評価システム

このシステムは、これまで行政に欠けていたサービスの質や量、サービス提供プロセス等の評価を、数値目標の達成度を通して行うことにより、業務の最適化を図り、より速やかに、より合理的に本計画の目的を達成していくものです。

具体的には、次のような政策循環過程を合理化することによって、常により適切な課題設定、立案、実施、評価ができる仕組みを、本計画の体系にそって全庁的に 構築し、所期の目的を達成しようというものです。

なお、この数値目標の達成度等を市民に公表することによって、本計画の進捗状況等を明らかにし、市民や地域、法人等が主体的にそれぞれの役割を担ってゆく際の判断基準となることを期待するものです。



評価システムの効果をより高めるために、本計画の体系を目標別に体系化し、各種サービス間の調整と各種サービスがそれぞれどの目標を達成するために設定されているかを明確にします。また、この目標別体系によって、各種サービスに従事している個々の職員が、それぞれの役割を正確に認識できるようになるので、結果的に個々の職員の業務に対する意欲ややりがいをも高めることになります。

2-2 即効性のある評価システム

民間企業における種々の経営指標のように、定量的評価指標を福祉事業に求めるのは困難であろうと思われますが、例えば、利用者(子どもとその保護者)に対して定期的にアンケートを実施(定点観測)して、その集計結果を年が経つにつれてどのように変化しているかを分析していけば、有効な評価をすることができます。定点観測により、福祉サービスがどのように改善されたかを把握することが可能です。

また、前述のようにある程度の時間がかかっても、正確なニーズを把握すべき評価手法も大変重要なものですが、サービスの評価状況等について、短期間に確認して公表し、即時に対応できるような工夫も必要なのではないでしょうか。例えば、葉書やFAXによる評価情報やインターネットを活用した評価の即時集計等、たとえ苦情であったとしても、それは一種の「評価」であり、サービス向上の特効薬であるとも言えます。

これらにより、サービスの利用者は当該情報を事業者の選択やサービスの選択に 役立てることが可能になります。利用者の側から「新たな要望」=「サービス向上 のための『種』」が創出されることも期待できるのではないでしょうか。

3節 計画推進組織の設置



本計画が社会計画の性格を有していることから、一人ひとりの市民をはじめ、地域、教育・保健・医療・福祉の関係団体や学校法人、社会福祉法人、その他の法人等が、計画の推進のみならず、計画の目的実現に大きな役割を担っています。このため、これら主体の個々の活動と行政が有機的に機能していく必要があります。

そこで、地域社会全体の意識変革とサービスの生産性の向上等が着実に推進されるよう、行政はこれらの活動の調整やサービスの総合化等ができるよう、調整機能を高め、確実に推進してゆく体制を整備していきます。

行政内部においては、社会的合意形成能力や子育て支援サービス等にかかわるモニター能力等の高い職員を増やすための職員研修等を実施します。

また、評価システムの有効活用のために第三者的組織として、主に市民中心で構成する松戸市次世代育成支援行動計画推進委員会を設置します。

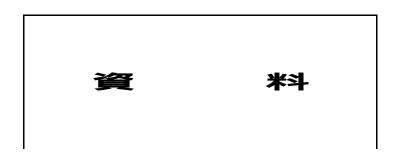
第5章 目標事業量

1節 基本事業の目標量



1 - 1

事業名	不		平成 16年度 実 績	平成 2 1年度 目標事業量	増 減
通常保育事業	定	員	4,455 人	4,750 人	295 人
(夜間保育事業を含む。)	箇	所 数	45 九所	47 九所	2 九所
延長保育事業	定	員	2,995 人	3,385 人	390 人
足区外日子来	箇	所 数	30 九所	36 九所	6 九所
夜間保育事業	定	員	0 人	30 人	30 人
以間が日子来	箇	所 数	0 加	1 加	1 九所
子育て短期支援事業	定	員	6 人	6人	0人
(トワイライトスティ)	箇	所 数	1 九所	1 加	0 折
休日保育事業	定	員	0 人	120 人	120 人
MUMHTX	箇	所 数	0 加	2 加	2 九所
放課後児童健全育成事業	定	員	1,600 人	1,880 人	280 人
从 际区儿主ビエ日从于朱	箇	所 数	38 九所	44 九所	新設 6ヵ所 移設 2ヵ所
	派遣型	派遣回数	1,050 回	1,050 回	0 回
乳幼児健康支援一時預かり事業 病後児保育)	施設型	定員	10 人	10 人	0人
		箇所数	2 加	2 加	0 折
子育て短期支援事業	定	員	6 人	6 人	0 人
(ショートスティ)	箇	所 数	1 九所	1 加	0 折
一時保育事業	定	員	40 人	60 人	20 人
*******	箇	所 数	4 九所	6 加	2 九所
特定保育事業	定	員	0 人	0 人	0人
初处体目于来	箇	所 数	0 加	0 加	0 九所
ファミリーサポートセンター事業	箇	所 数	1 加	1 九所	0 折
地域子育て支援センター事業	箇	所 数	3 九所	3 九所	0 折
つどいの広場事業	箇	所 数	0 加	5 加	5 折



資料 本市の子育て状況

「本市の子育て状況」は、市役所職員による「松戸市次世代育成支援ワーキングチーム」により、計画策定作業の過程において、現在実施されているサービスを児童の年齢別に整理することから現状分析を行い、課題や解決策を列記したものです。本編、第3章では、事業の目的が明確になるよう施策体系別に掲載しております。

1.妊娠期

(1)妊娠期の親の子育て支援の状況

不安なく出産を迎えるために (学習テーマ)

ア)行政の取り組み

- ・ 妊娠届け出時に保健師による個別面接を行い、必要時に妊婦訪問を実施する
- ・ 面接時、妊娠期におけるサービスの案内 (妊婦検診について、地区担当保健師紹介、健康推進員紹介、夜間救急医療紹介、乳幼児医療助成・児童手当について案内、保健福祉センター紹介)
- · 妊婦健康診査
- · 妊婦歯科診査
- ・ たばこの害について(禁煙相談の紹介)
- ・ ママパパ学級の紹介(パパの参加も促す)

地域で安心して子育てができるために

ア)行政の取り組み

- ・ 健康推進員が全妊婦に声かけ訪問を行う
- ママパパ学級において家が近いもの同士のグループを作り交流の場をもつ機会を提供する
- ・ 保育所の開放時、妊婦と乳幼児の交流の場をもつ

イ)地域の取り組み

- ・ 健康推進員が住民と行政のパイプ役となる
- ・ 健康推進員が、同じ地域の方の訪問を通して、日常生活で気軽に声をかけあ える環境ができる
- ・ 健康推進員自身が訪問を通して地域を知り、地域の健康的な生活をサポート してくれる存在になる

(2)妊娠期の親の子育て学習の状況

夫婦で子育てのイメージを持ち、親としての心を育むために ア)行政の取り組み

- ・ママパパ学級において、
 - a)妊婦の疑似体験を通して、妊婦の状況を理解してもらう
 - b) 沐浴・オムツ交換・抱っこの仕方などの実習を通して赤ちゃんのいる生活 のイメージを持ちやすくする
 - c) 乳児期の子どもの状態を伝え、夫婦で子育てについて話し合うきっかけづくりとなる

子どもが健康に育つために、親自身の生活習慣を見直す機会とするために ア)行政の取り組み

・ママパパ学級において、食生活や歯の話を通して、自分自身の健康を振り返り、 子どもの健康を考える場を提供する

(3)妊娠期の子育て学習の現状分析

ママパパ学級3日目はパパの半数が参加している。

土曜日に実施している勤労コースは、99%夫婦で参加している。

健康推進員の家庭訪問は、不在が多い。

健康推進員の訪問により、孤立した状態でとても歓迎してくれることがあるが、反対に必要ないとインターホン越しの対応もある。

妊娠期における妊婦の不安に担当保健師が対応して解決にあたっている。

妊娠中に友達同士になれた人は、出産後も交流があり、仲間同士で子育てしている。 妊婦と乳幼児の交流の場を作っても参加率が低く、たまに妊婦の参加がある程度で ある。

(4)妊娠期の課題

妊娠中に友達を作ることが、産後の育児にとても有効であるが、なかなかその必要性を感じることなく、出産となってしまう人が多い。

仕事を続けたくても、出産を機に退職しなくてはならない人がいる。

(勤務状態から産後子育てと仕事の両立が難しい人やパートだと産前産後の保証がないなど)

2.未就学期

(1)出産後~乳児期の親への支援

親子が健やかに不安なく乳児期を過ごし、健康づくりの基礎をつくるために ア)行政の取り組み

- ・ 出生届け出時、保健師が市民健康相談室にて産後のサービスを紹介する (新生児訪問、乳児健診、股関節脱臼検診、予防接種、育児教室、離乳食教室、 夜間救急医療、健康推進員・地区担当保健師の紹介、市民健康相談室にて計測 及び相談のすすめ)
- · 新生児訪問指導
- ・ 乳児健康診査(3~6ヶ月・9~10ヶ月)
- · 股関節脱臼検診
- ・ ハイリスク乳児・産婦に対して保健師が訪問する
- ・ 育児教室、市民健康相談室にて健康や育児についての相談をする。
- イ)地域の取り組み
 - ・ 健康推進員が3ヵ月時、乳児訪問し市のサービスを紹介する

感染症の発症を予防する。

- ア)行政の取組
 - · 予防接種

母乳栄養を継続するために

- ア)行政の取り組み
 - ・ 新生児訪問により、子どもの発育と合わせて母乳の状況を判断し、母乳継続 するための支援をする
 - ・ 必要に応じて、マンママッサージや助産師訪問を紹介する

育児について話し合え、助け合える仲間づくりをするために

ア)行政の取り組み

- 育児教室において、同じ月齢のグループワークを通して、同じ悩みを共有・ 共感し友達づくりのきっかけとなる育児グループに対して、支援する
- ・ 保育所を利用した地域子育て支援センターを設置(3ヶ所) 親子の交流の場を提供
- ・ 保育所の開放保育で親子の交流の場を提供
- イ)地域の取り組み
 - ・ 地区社会福祉協議会による、子どもと親のつどう場を開催(市内5ヶ所)

・ 健康推進員 〇 B による、子どもと親のつどう場を開催(市内 4 ヶ所)

児童虐待の予防と早期発見のために

ア)行政の取り組み

さまざまな相談の場面で親の話を十分に聞く

健診を受けていない人に対して、訪問をする

- イ)地域の取り組み
- ・主任児童委員が身近な相談役として個別に対応している
- (2)出産後~乳児期の親の育児学習、子育て学習の状況

子どもとのスキンシップの大切さを伝え、親子の信頼関係をつくるために

ア)行政の取り組み

・ 市民健康相談室・育児教室・親子の集いの場面でスキンシップの大切さを伝える 親子にとって健康づくりのための基本的生活習慣を知り、生活に取り入れるために 振替週休

- ア)行政の取り組み
 - ・ 離乳食教室を毎月1回、3保健福祉センターで実施し、発育発達にあった離 乳食の進め方を伝える。育児教室などの教室を通して、生活習慣の大切さを伝 える

子どもの発育発達を学び適切に対応するために

- ア)行政の取り組み
 - ・ 育児教室を市内全 1 6 ヶ所で開催し、同じ月齢の子どもを持つ親同士でグループワークを通して、自分の子どもの発育発達を確認することができる。市民健康相談室や電話相談で子どもの発育発達に対する相談に対応する。家庭訪問を通して子どもの発育発達について支援する。
- イ)地域の取り組み

親が自分の子育てに自信を持って、楽しく子育てをするために

- ア)行政の取り組み
 - ・ 保育園を利用した地域子育て支援センターを設置(3ヶ所)

親子の交流の場を提供

保育所の開放保育で交流の場を提供

育児教室を市内全16ヶ所で開催し、交流の場を提供

児童館(移動児童館)

ふれあい22のコミュニティー広場

女性センターの個育て広場

育児についての電話相談

市民健康相談室において育児相談

- イ)地域の取り組み
 - ・ 地区社会福祉協議会による、子どもと親のつどう場を開催(市内5ヶ所)
 - 健康推進員OBによる、子どもと親のつどう場を開催(市内4ヶ所)

不慮の事故を予防するために

ア)行政の取り組み

親子のつどう場面において事故防止についてのポイントを伝える

出生届出時、事故防止についてのリーフレット配布

乳幼児突然死症候群の予防をするために

- ア)行政の取り組み
 - ・ 喫煙やうつぶせ寝が乳幼児突然死症候群の発症を高めることを伝える
 - ・ 母乳育児を推進することで予防する

両親が共同して育児を行う意識と環境をつくるために

(3)出産後~乳児期の子育て学習の現状分析

育児サークルを作りたいという要望はあるが、リーダーにはなりたくないと言う人が多い。

子どもの親が地域で子育てのボランティアを行うには、第二子出産などがあり、なかなか定着できない。

育児教室の最後には仲間づくりが進み、住所やメール交換などで盛り上がる。育児教室で仲間同士になったグループが、その後市民センターの会場を借りて集うこともあるが、会場がなかなか確保できないなど、グループ活動も厳しい現状がある。市内に分散して育児教室やつどいの場が設定されているが、いつでも気軽にいける場が少なく、現状としては月に1回~2回のつどいの場しかなく、行き場がない。出生届け出時はほとんど父親が来所するため、制度やサービスが母親にうまく伝わっていない。

母乳育児を推奨しているが、出産後1ヵ月の時点ですべて母乳で育てている人は3割強と低い。

親子が孤立した状態で育児をしていると、どうしてもイライラ感が高まり、つい手が出てしまったり、言葉の暴力を子どもに浴びせてしまったりする

ふれあい会食会での交流は、子どもにとっても高齢者にとっても身内が離れて過ごしている者にとっては、自分の孫や祖父母のような感覚を受け、とても喜ばれている。

(4) 幼児期の健康診査

基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心及び社会的なマナーなどを身につけるためにア)行政の取り組み

- ・1歳6か月健康診査(小児科医の診察、歯科医師の診察、歯科相談、保健相談、 栄養相談)の受診により、経過観察及び精密検査対象児となった場合には家庭訪 問や電話相談により適切な指導を行う
- ・3歳健康診査(小児科医の診察、歯科医師の診察、尿検査、歯磨き指導、保健相談、栄養相談)の受診により、経過観察及び精密検査対象児となった場合には、 家庭訪問や電話相談により適切な指導を行う
- ・腎炎、ネフローゼ尿検査

(5)幼児期の親への支援

地域社会での交流を通して、子育てを支援する環境をつくるために ア)行政の取り組み

・保育所の子どもたちとふれあい会食会などで高齢者とのふれあう機会をつくる 子どもの豊かな心をはぐくむために

イ)地域の取り組み

絵本の読み聞かせを推進する「いいお顔の会」、「絵本はじめのいーっぽ」 「松戸子どもの本ネットワーク」「NPO松戸子ども劇場」

(6)幼児期の親への育児学習

虫歯予防のために

ア)行政の取り組み

・わんぱく歯科クラブ(教室)を通してブラッシングや虫歯予防の処置を行い、 口腔の健康を考えるきっかけとする。

(7)幼児期の子育て学習の現状分析と課題

幼稚園入園前の親子の居場所が充実していない 乳児期に比べて幼児期の支援策が少ない

(8)出産後~幼児期の子育ての課題

子育てネットワークなど当事者が主に関わることは、厳しいので、それを支援する 人が必要である

高齢者には、ながいき室があり毎日通える場所があるが、乳幼児には時間を気にせ

ず、いつでも集える場がない

孤立した親子の状態が親のイライラを助長し、虐待の恐れが高まる。そのような時 に気軽にちょっとの間預ける場所がない

サービスがリーフレットにまとめられているが、配布されるリーフレットが多く、 見逃される場合がある。

(9)公民館講座の子育て学習

わくわく広場

孤立しがちな環境の中で子育てをしている市民に、仲間づくりのための自由な空間と情報を提供し、子育ての楽しさを確認できる場として15年度新規事業として開催。毎月第3土曜日午前10時~午後3時、矢切公民館0歳~就学前の乳幼児とその保護者親子遊戯、読み聞かせ、リズム遊び、子育て座談会、子育ての情報交換、子育て用品フリーマーケット、子育て情報誌類の配布

幼児家庭教育学級

3歳児とその母親を対象に、子どもや家庭との関係を見直しあわせて自分の生き方を考えていくことを目的に開催。9月19日~12月5日までの毎週金曜日、常盤平体育館を会場に、12回にわたり開催。定員は、保護者と3歳児の32組

子育て中のママのリフレッシュ講座

成人講座の第1期講座の科目として講師による講演会 お父さんの子育て広場

成人講座の第1期講座の科目として講師による講演会 すこやか幼児のこころとからだを育てよう

子どもの心身の健やかな成長について知り安心して子育てができる。臨床心理士、 栄養士が関わる

3. 小学生

(1) 小学生のいる家庭での望ましい子育ての取り組み

基本的な生活習慣・規則正しい生活習慣を身につけさせるために「健康な体づくりと生活の基盤づくり」

- ・子どもに早寝早起きをさせる
- ・規則正しい食生活をする(×朝食の欠食、昼食のコンビニ、夕食の孤食)
- ・時間のけじめをつけさせる、家庭学習や読書の時間の習慣化(テレビゲーム等 をする時間の制限)
- ・家族で生活計画表を立てて実践してみる 社会生活上のルールを身に付けさせるために 「社会の一員としての基礎的資質。善悪の判断力」
- ・保護者がルール遵守の模範を示す
- ・ダメなことはダメと、認めない姿勢で臨む
- ・地域の行事等(クリーン作戦、お祭りなど)に家族で参加する
- ・身近な事件や事故などを家庭の団らんの中の話の中に取り上げる 自立心を芽生えさせるために 「成人としての基礎的資質」
- ・保護者が子どもの話を聞くように努める
- ・子どもの興味・関心に応じた様々な体験ができるように援助する
- ・子どもの意欲を受け止め、子どもの努力を認め、援助する 勤勉に物事に取り組むために
- ・家庭学習や読書の時間の習慣化をする
- ・子どもの長所を認める、褒める

(2)地域に望まれる取り組み

不審者や交通事故等、子どもの安全を地域で守るために

- ・「こども110番の家」を中心とした不審者に対する地域のネットワークづく りを推進する
- ・商店等が「安全モニター」としての機能を果たす ヒト、モノ、コトと関わる力の育成を中心として、子どもの豊かな心を育てる ために・地域で、子どもへの「挨拶」「声かけ」運動を実践する
- ・町内会、子ども会が中心となって地域行事の企画・運営を進める(奉仕活動・ ボランティア活動等も含む)
- ・「地域子ども教室」(文科省の施策:放課後、土・日に子どもが文化的な活動 やスポーツができる場)の設置を検討する 地域の人材を活用する
- ・わらじ作り、竹とんぼ作りなどの実習の講師

(3)行政の支援

家庭教育学級の充実及びそのための広報を推進する

(小学生の保護者同士が、家庭教育のあり方について、学校と連携しながら継続的に学習する場として開設した。全47小学校で開設)

- ・親からの相談アドバイス的な機能も持たせる(公民館等においても実施する)
- ・親が参加しやすい日時に実施する サタディー・コミュニティスクールを設置
- ・地域コミュニティづくりの実践的研究
- ・地域の人材(スクール長)にスタッフの構成も含め一切の企画運営をしていた だく
- ・実施校2校 学童保育への支援を充実していく 地域行事実施への支援をする
- ・必要に応じた支援スタッフの派遣
- ・地域間の連携促進の手助け 「子育てボランティア」の人材育成及び派遣体制を整備する 思春期保健セミナー
- ・命の大切さを学び正しい避妊法や性感染症を予防するために親と子に対し実施

(4)企業への要望

キャリア教育やインターンシップの普及(受け入れ企業の拡大) 優れた人材(専門家)の地域行事への派遣や、総合学習への講師派遣 子どもが小学校に通うようになって子育てが一段落するこの時期に、専業主婦 等を対象にした再雇用制度、キャリアが活かせる受け入れの拡大など

4. 中学生

(1)中学生のいる家庭での望ましい子育ての取り組み

生理的変化への対応

- ・子どもの体の生理的変化に対して、保護者として性教育をする。 保護者からの自立や自我の確立への対応
- ・保護者が子どもに対して、子どもが学童期だった頃と接し方を変え、子どもを 見守る視点を持つ。

大人の決定や社会の慣習を否定する対応について

- ・子どもの話をよく聞き、子どもの考えを共感的に理解した上で、話をする。
- ・ダメなことはダメと、認めない姿勢で臨む 自己開示に対する不安感と孤独感への対応について
- ・保護者が子どもの悩み等に応じた自分の体験談などを話す。

- ・子どもの悩みを理解し、共に悩み、安心感を与える。 ましい食習慣の確立
- ・自分の食事量を知る
- ・健康を考えた食品の選択ができる

(2)地域に望まれる取り組み

子どもの安全を地域で守る

- ・「こども110番の家」を中心とした不審者に対する地域のネットワークづく りを推進する。
- ・商店等が「安全モニター」としての機能を果たす ヒト、モノ、コトと関わる力の育成を中心として、子どもの豊かな心を育てる ために・地域で、子どもへの「挨拶」「声かけ」運動を実践する
- ・町内会、子ども会が中心となって地域行事の企画・運営を進める(奉仕活動・ ボランティア活動等も含む)
- ・「地域子ども教室」(文科省の施策:放課後、土・日に子どもが文化的な活動 やスポーツができる場)の設置を検討する 地域の人材を活用する
- ・専門家の話を授業に取り入れて専門的な話を聞く

(3)行政の支援

女性の講座

テーマ「子どもの心を抱きしめて~思春期に花開く子育て」

毎週金曜日、全8回

(評価:講師の話を聞き、心の仕組みを理解し、子どもや家庭の話に以前より耳を傾けるようになったという声が多数あった。自主企画グループ「コスモス」が講座の中で2コマを担当した事で、受講者との信頼感、連帯感が生まれ、その後のグループワークをスムーズに行うことができた。)

スクールカウンセラーの配置

- ・スクールカウンセラーの全校配置により、不登校対策にあたる
- ・家庭環境などの原因をさぐるが、中学校入学時に不登校になる傾向がある
- ・体験学習など、体を動かすことが効果的
- ・小学校へも普及を予定

(4)企業への要望

キャリア教育やインターンシップの普及(受け入れ企業の拡大) 生徒のやる気が芽生える

優れた人材(専門家)の地域行事への派遣や、総合学習への講師派遣

5. 高校生~成人(子育ての最終章としての結びに替えて)

いよいよ社会人としての大人への仲間入りの時期で、子育ての最終局面を迎える ともいえるでしょう。

この大人の仲間入りの時期には、もはや親があれやこれや細かく注意する年齢ではないでしょう。むしろ、子どもには将来の大きな夢を描いてもらいたいものです。勇気を持って大きな夢に向かって挑戦してもらいたいものです。私たち大人が子どもたちを勇気付けてあげましょう。オリンピックに出場した選手たちや大リーグで活躍する日本人選手がそうであったように、夢は必ず実現するからです。

"子育て"は、明日の社会人をつくり、この国の将来を担っていく人を育てる大切な営みです。この国の行く末が決して悲観的なものではなく希望に満ちたものとなるように、この次世代育成支援計画が目指している"子育て社会"の実現に向けて取り組んでいきたいと思います。

待機児童解消計画

各年 10月1日現在

区分	就学前	0月1日坊 利用希	保育所	保育所 入所	待	機児童	数		児童定員	Į	货	保育所数	数
区分	(保育利 用希望率)	望 児童	定員	児童数 (緩和率)	就労	求職	合計	公立	民間	合計	公立	民間	合計
平成 10 年	27,662 (15.69%)		3,980	4,340 (109%)		0	0	2,415	1,565	3,980	23	19	42
平成 11 年	27,936 (16.62%)		4,010	4,520 (113%)		105	124	2,415	1,595	4,010	23	19	42
平成 12 年	28,050 (17.31%)		4,045	4,593 (114%)		136	263	2,425	1,620	4,045	23	19	42
平成 13 年	27,839 (18.25%)		4,184	4,749 (114%)		192	332	2,450	1,734	4,184	23	19	42
平成 14 年	27,891 (18.73%)		4,184	4,785 (114%)		308	439	2,450	1,734	4,184	23	20	43
平成 15 年	27,538 (19.70%)		4,305	4,947 (115%)		360	479	2,450	1,855	4,305	23	21	44
平成 16 年	27,194 (20.04%)		4,455	5,149 (116%)		216	300	2,470	1,985	4,455	23	22	45
平成 17 年	27,345 (19.79%)		4,525	5,230 (116%)		130	181	2,540	1,985	4,525	23	22	45
平成 18 年	27,071 (19.69%)		4,600	5,317 (116%)		9	13	2,615	1,985	4,600	23	22	45
平成 19 年	26,577 (19.68%)		4,690	5,230 (112%)		0	0	2,615	2,075	4,690	23	23	46
平成 20 年	26,150 (19.70%)		4,690	5,152 (110%)		0	0	2,615	2,075	4,690	23	23	46
平成 21 年	25 750	5,085	4,750	5,085 (107%)	0	0		2,615		4,750	23	24	47

注)平成16年度まで実績。平成17年度以降は推移。(利用希望児童数については、児童 福祉課需要予測を補正)

行動計画策定経緯

松戸市次世代育成支援 第1回 市民会議

- 日 時 平成16年6月22日(火)午後 5時30分から8時
- 場 所 松戸市役所 5 階市民サロン
- 内 容
- 1. 委嘱状交付
- 2. 市長挨拶
- 3. 委員自己紹介
- 4. 議事
- (1)次世代育成支援行動計画策定について
- (1) 意見交換
- (2) その他

松戸市次世代育成支援 第2回 市民会議

- 日 時 平成16年7月20日(火)午後 6時から8時
- 場 所 松戸市役所 議会棟1階 第1会議室
- 内 容
- 1. 松戸市次世代育成支援行動計画策定の意義(事務局説明)
- (1)松戸市の人口推計
- (2)松戸市次世代育成支援行動計画の策定に必要な視点及び理念
- (3)現状と課題

松戸市次世代育成支援第3回市民会議

- 日 時 平成16年8月31日(火)午後 6時から8時
- 場 所 松戸市役所 議会棟1階 第1会議室
- 内 容
- 1.分科会報告
- 2.子育て支援サービスの目標量
- 3.ワーキングチーム報告
- 4. 市民の意見
- 5.委員意見発表
- 6. その他

松戸市次世代育成支援 第4回 市民会議

- 日 時 平成16年9月30日(木)午後 6時から8時
- 場 所 松戸市役所 新館 7 階大会議室
- 内 容
- 1.分科会報告
- 2.松戸市次世代育成支援行動計画について
- 3.松戸市次世代育成支援行動計画(素案)
- 4.委員意見発表
- 5 . その他

松戸市次世代育成支援 第5回 市民会議

- 日 時 平成16年10月29日(金)午後 6時~8時
- 場 所 松戸市役所 議会棟1階 第1会議室
- 内 容
- 1.施設見学会報告
- 2.松戸市次世代育成支援行動計画(素案)
- (1)全体説明
- (2)分科会報告
- (3)ワーキング説明
- 3.委員意見発表
- 4. その他

松戸市次世代育成支援 第6回 市民会議

- 日 時 平成16年11月25日(木)午後 6時~8時
- 場 所 松戸市役所 新館 7 階 大会議室
- 内 容
- 1.子育て宣言について
- 2.松戸市次世代育成支援行動計画について
- 3.委員意見発表
- 4. その他

松戸市次世代育成支援 第7回 市民会議

- 日 時 平成17年3月4日(金曜日)午後4時~
- 場 所 松戸市役所 新館 5階市民サロン
- 内 容
- 1.松戸市次世代育成支援行動計画について
- 2.委員意見発表
- 3. その他

		備
4.5.55	0.0	···
15年度	8月	14 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催 20 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	9月	20 日松戸市人世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催 19 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	υĦ	24 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	10月	1日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	10/3	16 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		22 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	11月	5 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		19 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	12月	17 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		次世代育成支援少年会議の開催
		18 日次世代育成支援少年会議の開催
		20 日次世代育成支援少年会議の開催
		次世代育成支援少年会議の開催
	1 🗆	24 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	1月	7 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催 17 日次世代育成支援少年会議の開催
		17 日次世代育成文族グギ会議の開催 21 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	2日	17日次世代育成支援少年会議の開催
	د / ي	中旬次世代育成支援ニーズ調査の実施
16年度	5月	21 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		29 日子育てシンポジウム 「こどもと地域とみんなの未来」 開催
	6月	9 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		17 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		22 日松戸市次世代育成支援行動計画 第1回 市民会議 開催
	~ =	30 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
	7月	6日松戸市次世代育成支援行動計画 市民会議 第1回 分科会 開催
		13 日松戸市次世代育成支援行動計画 市民会議 第 2 回 分科会 開催 20 日 松戸市次世代育成支援行動計画 第2回 市民会議 開催
	8月	2日松戸市次世代育成支援行動計画 市民会議 第3回 分科会 開催
	07	18 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		24日松戸市次世代育成支援行動計画 市民会議 第4回 分科会 開催
		31 日松戸市次世代育成支援行動計画 第3回 市民会議 開催
	9月	7日松戸市次世代育成支援行動計画 市民会議 第5回 分科会 開催
		22 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		30 □松戸市次世代育成支援行動計画 第4回 市民会議 開催
		30 日特定14事業に係る目標事業量見込み数値報告書を県へ報告
	10月	6日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		8日松戸市次世代育成支援行動計画 市民会議 施設見学会開催
		25 日松戸市次世代育成支援行動計画 市民会議 第6回 分科会 開催
		25 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催 29 日 松戸市次世代育成支援行動計画 第5回 市民会議 開催
	11 日	10日松戸市次世代育成支援行動計画 市民会議 第7回 分科会 開催
	11 /7	15 日松戸市次世代育成支援行動計画 市民会議 第8回 分科会 開催
		17 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		25 日松戸市次世代育成支援行動計画 第6回 市民会議 開催
	1月	27 日松戸市次世代育成支援行動計画策定ワーキングチーム会議開催
		29 日中間報告会 「こどもと地域とみんなの未来」 開催
	3月	4 □松戸市次世代育成支援行動計画 第7回 市民会議 開催

松戸市次世代育成支援市民会議設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法第8条の規定による次世代育成支援対策の 実施に関する計画(地域行動計画)を策定するため「松戸市次世代育成支援市民会議」(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1)松戸市次世代育成支援地域行動計画の策定

(委員)

- 第3条 市民会議は、次に掲げる保健・医療・福祉等の各団体又は機関から 選出された委員で構成し、市長が委嘱又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2)保健医療関係者
- (3)福祉関係者
- (4)教育関係者
- (5)経済関係者
- (6)男女共同参画関係者
- (7)子どもの人権関係者
- (8)公募による市民代表者
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。ただし、任期中に退任した委員の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(座長及び副座長)

- 第5条 市民会議に座長及び副座長を置く。
 - 2 座長は、委員の互選によって決定し、副座長は座長の指名した者とする。
 - 3 座長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
 - 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 市民会議は、座長が召集し座長が議長となる。
 - 2 市民会議の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開き、議 決をすることができない。
 - 3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは、議長の決するところによる。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて意見を聞き、 又は説明若しくは資料提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、健康福祉本部児童家庭担当部児童福祉課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、 座長が市民会議の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行し、平成 17 年 3 月 31 日をもって 廃止する。

松戸市次世代育成支援「市民会議」委員名簿 (50音順)

	分 野	役 職	氏 名
	福祉関係者	松戸市母子福祉推進員協議会 会長	**** *** ****************************
	公募市民		南部 茂子
	福祉関係者	松戸市保育園協議会 副会長	いとう みき ^ま 伊藤 操
	保健医療関係者	松戸市医師会 会長	うちだ としま 内田 利男
	公募市民		六西 瑠美
委	教育関係者	家庭教育学級主事	まくやま けいこ 奥山 恵子
	経済関係者	株)イトーヨーカ堂 オペレーション統轄マネージャー	小倉 進治
	学識経験者	淑徳大学 社会学部教授 (座 長)	かしわめ
	学識経験者	千葉大学 教育学部助教授 (副座長)	片岡 洋 子
	教育関係者	松戸市PTA連絡協議会 副会長	またと まきはる 坂本 政春
	教育関係者	松戸市少年補導員連絡協議会 会長	まずき を表こ 鈴木 千枝子
	子どもの人権関係者	CAP今日和	たけっち 由起子
	公募市民		武帝 悦子
	教育関係者	松戸市私立幼稚園連合会 会長	たばた ともえ 田畑 智枝
	男女共同参画関係者	まつど女性会議	中村 三千香
	教育関係者	松戸市子ども会育成会連絡協議会 会長	*************************************
員	経済関係者	松戸青年会議所理事長	萩元 美明
	公募市民		水野 努
	福祉関係者	松戸市民生委員児童委員協議会	みゃう ゆずる 宮都 譲
		新松戸第2地区会長	
	保健医療関係者	松戸健康福祉センター	^{むらかみ} 村上 テイ
		地域保健福祉課長 保健所	

松戸市次世代育成支援 「市民会議 分科会」参加委員名簿 (50音順)

分	野	役	職	氏	名
公募市民		(副座長)		鄭部	茂字
公募ī	市民			*** 广人	溜美
教育関	係者	松戸市PTA連約	絡協議会 副会長	坂本	政春
子どもの人権関係者		CAP今日和		たけうち 竹内	曲記字
公募市	市民			武中	悦子
公募市	市民	(座 長)		^{みずの} 水野	つとむ 努
福祉関	係者	松戸市民生委員新松戸第2地区		宮都	og ga

資料

第1次 ワーキングチーム

1 目 的 行動計画の策定に必要な作業を補完するため、ワーキングチ

ームを設置する。

2 役 割 調査報告書の検討/行動計画(案)の作成など

3 設置期間 平成15年4月~16年3月

4 構成員

役	職	所	属	職制	氏 名
<u> </u>	744	"	N=4	Cdi Mak	м н
座	長	教育委員会	社会教育課	補佐	佐藤 亮一
副座	長	市民環境本部	商工観光課	主任主事	藤谷隆
委	員	総務企画本部	女性センター	主 査	星野 敦子
委	員	教育委員会	教育研究所	指導主事	奥山 恵子
委	員	こども課		補佐	吉田 昭
委	員	都市整備本部	企画管理室	主幹	鈴木 啓太郎
委	員	健康福祉本部	保健福祉課	主任保健師	長島 朋子
委	員	保育課		技術員	成田 佳奈江
委	員	児童福祉課		主査	石井 和行
委	員	児童福祉課		主任主事	一倉高司
委	員	庁内公募	道づくり課	主任主事	本木 健司
委	員	庁内公募	広報課	主任主事	青木 史
アドバイヤ	ザー	総務企画本部	IT推進室	主査	白井 宏之
アドバイヤ	ザー	健康福祉本部	企画管理室	補佐	池上 誠一

第2次 ワーキングチーム

1 設置期間 平成16年4月~17年3月

2 構成員

役 職	所	属	職制	氏	名
座長	教育委員会社	会教育課	補佐	佐藤	亮一
副座長	市民環境本部商	工観光課	主任主事	藤谷	隆
委 員	総務企画本部 女	性センター	主 査	星野	敦子
委 員	教育委員会教	育研究所	指導主事	小林	進
委 員	総務課		補佐	安部	英雄
委 員	都市整備本部企	画管理室	主幹	鈴木	啓太郎
委 員	健康福祉本部(保	健福祉課	主任保健師	長島	朋子
委 員	中部幼稚園		技術員	成田	佳奈江
委 員	児童福祉課		主任主事	一倉	高司
委 員	庁内公募 道	づくり課	主任主事	本木	健司
委 員	庁内公募 財	政 課	主任主事	青木	史
委 員	健康福祉本部企	画管理室	主任主事	阿部	寛之
アドバイザー	教育委員会 企	画管理室	補佐	清宮	満
アドバイザー	健康福祉本部 企	画管理室	補佐	池上	誠一
アドバイザー	総務企画本部 企	画管理室	主 査	白井	宏之

用語解説集

あ行

【インターンシップ】

インターンシップとは、一般的に「学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関係した就業体験をすること」。

【インセンティブ】

誘因、刺激、特に企業が目標達成のために設けるさまざまな刺激。たとえば消費者、販売店、自社の 社員などに与える報酬や賞。

【エコロジー】

生態学。生態系を中心に動植物と環境との関係を研究する学問。

か行

【健康日本21】

「21世紀における国民健康づくり運動」の略であり、2000年度から2010年度の10年間に 国民の健康増進・疾病予防を進める総合的な計画。

【外国人登録法】

日本に在留する外国人の登録について定めた法律。1952年に制定され、在留外国人に対して所定の登録により市町村長から登録証明書の交付を受けることと、その携帯を義務づけています。

【家庭教育】

家庭教育とは保護者などが、子育ての中で基本的な生活習慣や、ものの感じ方、考え方、価値観など 人格の基本となるものを身につけさせるために、各家庭で行う教育。

【キャリア教育】

自分の専門的な能力、資質を維持、向上させるために、学校を出た後も現役のまま講座、セミナーを 受講し、知識、技能のリフレッシュを図ったり、社会人大学院、夜間大学院などに再入学して、キャ リア、資格の向上を目指すもの。

【合計特殊出生率】

その年の年齢別出生率から一人の女性が一生の間に産む平均の子ども数を表わす数値。

【コミュニティー道路】

道路をジグザグにするなどして車の速度を抑制するとともに、歩道と一体的に整備することによって 人と車の調和を図るよう工夫された道路。

さ行

【再生産年齢】

生物学的な意味で親となることが可能な年齢。通常人口統計では、これを女子のみについて考え再生 産年齢にある女子人口を再生産年齢人口といいます。

【サタディコミュニティー・スクール】

コミュニティー・スクールとは、市民の自主的な運営により、学校の施設や設備を活用しながら、音楽やスポーツなど市民の文化・体育活動を通じて地域の街づくりを進めていく構想。サタディコミュニティー・スクールとは土曜日の学校の休日を活用し学校施設において実施すること。

【少子高齢社会】

少子化と高齢化が同時に進んだ状態の社会。日本の少子、高齢化は世界的に見ても早い速度で変化しています。

【産褥期】

分娩(ぶんべん)後、母体が妊娠前の状態に回復するまでの期間。通常、六~八週間。

【児童養護施設】

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養

護し、あわせてその自立を支援する施設。

【就労支援システム】

就職が困難な人や,就業意識の希薄な人に対して,就職の手助けを行う施策の総称。就職に関する相談,就職先の紹介,職業訓練,適性診断,セミナーの実施など。

【性感染症】

性行為感染症。性行為によって感染する病気の総称で性病予防法に規定されていた性病よりももっと 広い概念。

た行

【男女共同参画】

女性と男性が性別にかかわりなく、その人らしさ(個性と能力)を発揮して、自分の意志で社会のあらゆる分野で活躍できること。

【ドメスティック・バイオレンス (DV)】

配偶者から受ける虐待。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力(交友の制限など)、物の破壊、経済的暴力(お金を渡さない)なども含めます。

は行

【パラダイム転換】

一時代の人々のものの見方・考え方を根本的に規定している概念的枠組が、ある時点で革命的・非連 続的に変化する局面のこと。

【バリアフリー】

障害のある人が、生活の中で障壁が取り除かれた常態。いろいろな状況の人々の社会への参加を困難 にしている社会や制度上の障害、心理的な障害を取り除くこと。

や行

【ユニバーサルデザイン】

バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障害のある人にとっても、高齢者にとっても、若年層にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方。

【幼児教育施設】

幼児に対する教育を行う施設。幼稚園・保育所などをいう。

A ~ Z

[CI

〔corporate identity〕企業の持つ特性を、内部的に再認識・再構築し外部にその特性を明確に打ち出し、認識させること。

[ISO 14001]

組織が自らの活動、製品、サービスが環境に及ぼす影響をマネジメントし、環境保全及び汚染の予防を行い、継続的に改善するための国際規格。

【NPO法人】

Non-Profit-Organization の略でボランティアを含む組織構成員が利潤追求を目的をせず、社会に対するサービスを提供する民間非営利組織。